

令和6年第5回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和6年12月25日（水曜日）

○議事日程

令和6年12月25日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
和田議員の発言の一部を取消すことを求める動議（追加）
- 3 議案第 95号 令和6年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 99号 指定管理者の指定について
議案第101号 指定管理者の指定について
議案第102号 指定管理者の指定について
議案第105号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
（以上総務委員会委員長報告）
議案第100号 指定管理者の指定について
議案第103号 防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正
について
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 4 議案第106号 令和6年度防府市一般会計補正予算（第3号）
議案第108号 令和6年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第109号 令和6年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第110号 令和6年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第111号 令和6年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第112号 令和6年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
議案第113号 令和6年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第114号 令和6年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第115号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等
改正について
- 5 議案第107号 令和6年度防府市一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第116号 特別委員会の設置について
意見書第 3号 103万円の壁を引き上げた場合に伴い地方財政に影響が無

いよう求める意見書（追加）

7 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1番	藤村	こずえ	君	2番	中谷	哲	君
3番	上野	忠彦	君	4番	原田	典子	君
5番	藤本	真未	君	6番	松村	学	君
7番	田中	健次	君	8番	石田	卓成	君
9番	宮元	照美	君	10番	河村	孝	君
11番	梅本	洋平	君	12番	上田	和夫	君
13番	曾我	好則	君	14番	宇多村	史朗	君
15番	生野	美輪	君	16番	山田	耕治	君
17番	和田	敏明	君	19番	森重	豊	君
20番	重田	直輝	君	21番	三原	昭治	君
22番	村木	正弘	君	23番	田中	敏靖	君
24番	河杉	憲二	君	25番	安村	政治	君

○欠席議員

18番 久保潤爾君

○説明のため出席した者

市長	池田	豊	君	副市長	能野	英人	君
教育長	江山	稔	君	代表監査委員	末吉	正幸	君
上下水道事業管理者	河内	政昭	君	総務部長	白井	智浩	君
人事課長	糸井	純平	君	総合政策部長	永松	勉	君
文化スポーツ観光交流部長	瀬川	博巳	君	生活環境部長	金澤	哲	君
福祉部長	藤井	一郎	君	保健こども部長	石丸	典子	君
産業振興部長	杉江	純一	君	産業振興部理事	亀井	幸一	君
土木都市建設部長	石光	徹	君	入札検査室長	池田	昌則	君

会計管理者 國澤 明 君 農業委員会事務局長 栗原 努 君
監査委員事務局長 河村 明 夫 君 選挙管理委員会事務局長 須藤 千鶴 君
消防 長 米本 静雄 君 教育部 長 高橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議会事務局 長 寺畑 俊孝 君 議会事務局次長 篠原 昭二 君

午前 10 時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届出のありました議員は、久保議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、梅本議員、12番、上田議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

ここで、防府市議会会議規則第62条の規定により、和田議員から発言の一部の取り消し及び発言の一部の訂正をしたい旨の申出がございましたので発言を許します。17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 去る12月17日の一般質問における私の発言につきまして、お手元の申出書のとおり、その一部の取消し及び訂正をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安村 政治君） お諮りいたします。和田議員からの申出のとおり、この取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 11番、梅本議員。

○11番（梅本 洋平君） この際、動議を提出いたします。ただいまの和田議員の発言の一部取り消しについては、問題のある発言が全て削除されているとは言いがたく、不穏当発言が残っている状況であると考えますので、発言の取消しを求める動議を提出いたします。

○議長（安村 政治君） ただいま11番、梅本議員より、和田議員の発言の一部を取り消すことを求める動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか——よろし

いです。所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

お諮りをいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会の委員の皆様は、申し訳ございませんが、第一委員会室に御参集ください。

暫時休憩します。

午前10時 2分 休憩

午前10時 7分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議について、直ちに議題とする旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、本動議を直ちに議題とすることに決しました。

ここで資料配付のため暫時休憩といたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時 8分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

和田議員の発言の一部を取消すことを求める動議（追加）

○議長（安村 政治君） 提出者の説明を求めます。11番、梅本議員。

〔11番 梅本 洋平君 登壇〕

○11番（梅本 洋平君） 和田議員の発言の一部削除を求める動議について、御説明を申し上げます。

和田議員は、本年12月17日の一般質問において、教育委員会の取組及び予算資料に関して、配付された資料の下線部に該当する発言を行いました。このような発言は、以下の理由により削除すべきであると判断をいたしました。

第1に、発言内容の根拠欠如です。下線部の発言は、具体的な証拠や事実に基づかず、市民の行政に対する信頼を不当に損なうおそれがあります。

第2に、議会での発言に求められる責任と品位の欠如です。議会での発言は、可能性があるといった表現を用いたとしても、その発言には、慎重さと適切さが求められます。今回の発言内容は、自治体運営における秩序と透明性の確保といった視点からも、不穏当であると考えます。

第3に、地方自治体における財政規律の誤解です。今回の発言の背景にある予算の目的外使用であるとの議員の指摘についてですが、通学用かばんの予算は、児童が安全で快適に通学できる環境を支援することを目的として計上されています。この目的の範囲内で、遠足や社会見学といった校外活動に使用されることは、教育活動の一環として適切であり、予算の本来の趣旨に合致するものです。遠足や社会見学は、教育課程に含まれる活動であり、児童が学校の管理下で実施されるものです。そのため、これらの活動で通学用かばんを使用することは、予算の目的外使用に該当しないばかりか、予算の趣旨を正しく活用している例と言えます。和田議員の予算の目的外使用であるとの発言は、こうした地方自治体の財政規律及びその解釈に対する基本的な理解が不足していると考えられます。

以上の理由により、防府市議会会議規則第53条及び第62条に基づき、配付資料下線部の和田議員による発言を削除することを求めます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの提出者に対する質疑を求めます。17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） なるほどなというふうな感じで聞いておりましたが、少し整理をさせていただきたいと思います。

地方自治法第96条第1項2号の議会の議決を得なければならない事項として、予算というものが上げられております。これの予算の執行は、議会の議決を得た予算に基づいて行うべきということを意味しております。

さて、この通学用かばんの支給事業については、当然、新年度予算で計上されてきました。その際、予算参考資料というものが、我々議員には配付されております。

提出者にちょっとお伺いしたいんですが、令和4年の2月に最初に配られたのかな、ちょっと日付はこらえてください。それと令和5年も同じように予算参考資料というものが配付されておるとは思いますが、そこのかばんの事業について、何と記載されているか御承知でしょうか。

○議長（安村 政治君） 11番、梅本議員。

○11番（梅本 洋平君） 今の質問は、本動議と直接的な関係がございません。現在審

議しているのは、和田議員の発言が防府市議会会議規則第53条及び第62条に照らして不穏当であり、市民の信頼を損なうおそれがある点についてでございます。今回の動議の審議事項ではないため、この場での質問にはそぐわないものと考えます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） はい、分かりました。じゃあ質問としてではなく、我々はこの支給事業については、毎度、令和4年、令和5年ともに通学用かばん支給事業というふうな文言、そういう記載の中で判断してきたものでございます。

また、このたび教育委員会に、こういう目的外について問うたところ、その答弁といたしましたら、あくまでも通学用として支給したかばんという答弁を得ております。（「異議あり、議長」と呼ぶ者あり）今、発言中ですよ。（「安村議長に申し上げます。防府市議会会期規則……」）と呼ぶ者あり）今、発言中ですよ。

○議長（安村 政治君） お静かに。（「ちょっと待って。こっち、今、手を挙げて指名して発言しているんですよ。あなたが何で横から横やり入れるんですか。ちゃんとルールを守りましょうよ」「議長」「私の発言中ですよ」と呼ぶ者あり）和田議員、ちょっとお待ちください。11番、梅本議員。

○11番（梅本 洋平君） 安村議員に申し上げます。防府市議会会議規則第53条の3、議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないと規定されています。今の和田議員の発言は、この規則に抵触いたします。御判断をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 和田議員、お気をつけて発言してください。どうぞ、17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 分かりました。もう何を言ってもという感じですが、一言だけ私の思いだけ述べさせていただきます。

これきっと消されるんでしょうが、私なりに市民の方には、この事実だけは伝えたいと思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本動議については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。

ここで討論を求めるところですが、会派での意見調整のため暫時休憩といたします。

午前 10 時 16 分 休憩

午前 10 時 22 分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

討論を求めます。8 番、石田議員。

○8 番（石田 卓成君） この梅本議員から提出された動議でございますが、先般皆様にも配付されていると思いますけど、令和 4 年 9 月 16 日付の教育民生委員会の議事録の 6 ページにありますとおり、執行部側、学校教育課長さんから、本かばんは登下校時だけでなく校外活動などでも使用することを想定しておりますとの説明が委員会においてなされているにもかかわらず、一方的に目的外の使用だと述べられる行為は、極めて悪質な印象操作であると考えておりますし、その事実をこのたび教えてもらっても、なお認めようとされない姿勢を残念に思っております。本来であれば、そういう文言を、最初のほうから先ほどお配りいただいた文字起こしにも入っておりますので、最初から削除していただくべきじゃないかと個人的には思いますけど、このたび提出された下線部だけということと動議提出されておりますので、それに賛同させていただくことを思って討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 16 番、山田議員。

○16 番（山田 耕治君） ただいま動議が出されました。本来一般質問に対しては、その方の内容を尊重すべきと私は考えるんですが、今回は、事業に対して目的外も含めてどうなのかというところで、先般の和田議員の一般質問の中で不穏当な発言があったとのことで、一部削除を求めるとのこととございました。

結論からいいますと、会派「絆」は、動議賛成の立場で討論させていただきます。

個人的なことで大変申し訳ございません。私も 7 人の孫がおりますが、ランドセルは、じじが担当しております。残り 3 人大変ですが、これは私の楽しみでもありますので、引き続き頑張らせていただきます。

本題に入りますが、私の孫たちは、このランドセル喜んでます。暑いときにはこの通学用かばんを利用しています。それを見て、じじの買ったランドセルを使いなさいとは言いません。当然です。

考えてみてください、このかばんは何のためのかばんなのか。子どもたちがいろんなところで自由に使用できるメリットのあるかばんだと思っています。そのように使用するの

が当然だと私は理解してますし、例えば、市内の小学校5年生は某企業に工場見学に来られます。その子どもたちは市販のランドセルを背負って見学に来る姿は見たことはありません。当たり前だと思います。今後は、この機能性も含めて柔軟な通学用かばんで来訪される日も近いと思います。ですから、子どもたちが自分たちの思いで遠足や社会見学等、自由に選択できる、かつ安全機能も考慮したかばんだと思っています。

そのような柔軟性のある通学用かばんを予算化していただき、我々議会が承認したと、私は認識しておりますので、今回の一部削除を求める動議については、賛成の立場で討論をさせていただきました。

○議長（安村 政治君） 10番、河村議員。

○10番（河村 孝君） この動議には賛成の立場で討論いたします。

先ほど和田議員より不適切な発言をしましたので、申出書のとおり取り消しをしたいとございました。申出書以外の下線部、その他の箇所の発言につきましても不適切と思われる箇所があることより、全体を削除されるべきであると考えますことから、この動議には賛成の立場で討論いたします。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。12番、上田議員。

○12番（上田 和夫君） ただいま議題となっております動議に対して、会派「自由民主党」を代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員としての発言は、市民の行政に対する信頼を守る責任を伴うものです。しかしながら、和田議員の発言には具体的な根拠が示されておらず、行政に対する重大な疑念を不必要にあおるものと考えます。特に不適切発言とされる部分は、可能性があるとして表現をされていたとしても、発言の内容には限度があり、具体的な事実に基づいていなければ、市民の行政への信頼を損ねる結果となりかねません。

今回、問題となった発言の背景には、目的外使用に関する指摘についても、その解釈が不適切であることを指摘せざるを得ません。

教育活動の一環で、遠足や社会見学で通学用かばんを使用することは、通学において、児童の安全と利便性を目的とした予算の趣旨に合致するものです。

仮に執行部から遠足や社会見学での利用について明確な説明がなかったとしても、このような用途は、教育活動の一環として、本来の目的に沿った適切な活用であると考えられます。

このような使い方は、目的外使用に該当するものではなく、むしろ本来の目的に沿った有効な活用であると理解されるべきであります。

議会は、市民に対する透明性と信頼性を維持し、議員間の品位と尊重を保つ場であるべきです。今回の動議によって、議会内の発言の在り方を見直し、透明性を確保するとともに、市民の皆様信頼される防府市議会であることを切に願ひまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） この動議に賛成の立場で討論いたします。

よく私が参考にする自治用語辞典には、発言についてこういうことが書いてあります。議員の発言については、会議原則の一つとして、発言自由の原則が挙げられる。これは、議員の発言が十分に保障され、尊重されなければ、議員の本来の活動は期待できず、言論、討議の自由が確保され、初めて議会活動が適正に行われるため認められる原則であると。ちょっと中間を抜かしますが——ただ、発言の自由は無制限に認められるものではなく、議事を正常に運営するための必要な規制をすることができる。自治法及び会議規則は、発言についてかなり細かな規制をしているが、これは議会の目的を達成するため、また、議員各自の自由をお互いに保障するための制約であると考えられることができる。これに全般的に賛同するわけではありませんが、一般的にこのように述べられておるところです。

ひるがえって、和田議員の今回の発言に関して申し上げますと、先ほどからありますように、令和4年9月の教育民生委員会の付託案件以外の質問、この付託案件以外の質問の中で、和田議員がこの通学用かばんについて議題として出して、それに対する当時の担当課長の答弁が、本かばんは、登下校時だけでなく、校外活動などでも使用することを想定しております、こう述べておるといふこと。それから、動議と一緒に出されております和田議員の質問、下線部の前のところですが、令和5年第3回の私の質問に対して江山教育長から、この通学用かばんは、あくまで通学用として作成したものでございますというふうに答弁がされており、我々もそれを承知しております。こういうふうに述べておりますが、江山教育長はその後に、仕様の作成、そして、業者が決まってから協議する中で、ちょっと間をまた抜かしますが、登下校での使用を考えて作成したのですが、その中でこの軽さやマチ、厚さが調整できるのであれば、校外活動等でも使用できるのであろうと。そうすれば、新たにナップサックも買う必要がなく、経済的負担の軽減にもつながるといふものであります。初めから校外学習ありきの準備ではなく、このかばんでの登下校、そして、校外学習でも使うことも可能であるということでございます。こういうふうに答弁されて、通学かばんというふうに限定したというような答弁ではありません。

それをこのように一部切り取って和田議員が発言することは、やはり問題だと思ひますし、こういう議論の仕方をしておれば、本当のきちっとした議会の中での議論ができない

のでないか。そういったことで、この動議に賛成をいたします。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 私、重田は反対の立場で討論をさせていただきます。

和田議員は、あくまでも市民の代表者たる議会の議決を経て、予算化、事業化したものが目的外に利用されていることをただし、その可能性、法律上、行政上の可能性について言及したものと認識しております。

先ほどからあります令和4年度、令和5年度予算参考資料において、名称として通学用かばんとされており、議会の議決を経て通学用として事業を開始したものでございます。

現在、防府市のホームページでも、通学用ではなく児童用かばんとして掲載をされております。

各学校で予算化した目的を外れて使用を児童に勧奨しているとしたら、それは問題でございますが、我々に名称の変更の説明もなく、市のホームページをはじめ、様々な場面で名称の変更が行われており、これは事業の変更、目的外の利用として捉えられても仕方ないと考えます。

よって、あくまでその可能性を言及したものであり、動議としては、私は反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。19番、森重議員。

○19番（森重 豊君） 私からは動議に対しての賛成の立場として討論いたします。

今まで多数の賛成意見を言われておりますので、簡略に発言いたします。

議員として、一般質問だから何を言ってもいいというわけではなく、議場において、質問の趣旨はともかく、発言は議員として常識をわきまえての発言が必要と考えます。このたびの箇所については聞くに堪えない感情だけの発言と私は感じましたことから、動議に対して賛成の意見といたします。

○議長（安村 政治君） 討論を終結して、お諮りいたします。本動議については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。本動議について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） よろしいです。起立多数でございます。よって、本動議については可決されました。

本動議につきましては、本日の質疑及び討論等における発言も含め、私、議長において、後刻記録を調査の上、不穏当発言があった場合には善処することといたします。

ここで資料回収のため暫時休憩といたします。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 36 分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第 95 号令和 6 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 99 号指定管理者の指定について

議案第 101 号指定管理者の指定について

議案第 102 号指定管理者の指定について

議案第 105 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

（以上総務委員会委員長報告）

議案第 100 号指定管理者の指定について

議案第 103 号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について

（以上産業建設委員会委員長報告）

○議長（安村 政治君） 議案第 95 号、議案第 99 号から議案第 103 号及び議案第 105 号の 7 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 95 号、議案第 99 号、議案第 101 号、議案第 102 号及び議案第 105 号の 5 議案について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○21 番（三原 昭治君） さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました議案第 95 号、議案第 99 号、議案第 101 号、議案第 102 号及び議案第 105 号につきまして、去る 12 月 20 日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 99 号指定管理者の指定について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「地域協働支援センターの指定管理者を選定するに当たって、選定する委員の構成はどのような人で構成されているのか」との質疑に対し、「学識経験者、市民活動団体の実践者、指定管理者の経験がある各 1 名、経営の視点から防府商工会議所から 1 名、内部委員として、市の職員が 2 名の計 6 名で選定しております」との答弁がございました。

次に、議案第 105 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、審査の過程に

おける質疑等の主なものを申し上げますと、「冷暖房設備の使用料について、1基当たり1時間350円と設定されているが、算出根拠はどのように設定されたか」との質疑に対し、「県内にあります類似施設を参考に、1平米当たりの1時間の利用料金の平均値を、防府市の武道場の面積に掛け、全体の1時間当たりの使用料を求めた後、今回設置するエアコンの台数12基で割ることで、1基当たりの使用料を設定しました」との答弁がございました。

なお、議案第95号令和6年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）、議案第101号及び議案第102号の指定管理者の指定についての3議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました5議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第100号及び議案第103号の2議案について、産業建設委員長の報告を求めます。河村産業建設委員長。

〔産業建設委員長 河村 孝君 登壇〕

○10番（河村 孝君） さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第100号及び議案第103号につきまして、去る12月20日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第100号指定管理者の指定についての主な質疑等を申し上げますと、「創業・交流センターの今後の展開について何う」との質疑に対し、「貸会場やコワーキングスペース等のさらなる利用促進に努めるとともに、創業・交流センター内に設置されているコネク22が開催するセミナー等と併せて、同センターのさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております」との答弁がございました。

なお、議案第103号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正につきましては、特段御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、2議案とも、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） これより、関係各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第95号、議案第99号から議案第103号及び議案第105号の7議案については、原案のとおり可決されました。

議案第106号令和6年度防府市一般会計補正予算（第3号）

議案第108号令和6年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第109号令和6年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第110号令和6年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第111号令和6年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第112号令和6年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第113号令和6年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第114号令和6年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第115号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について

○議長（安村 政治君） 次に、議案第106号及び議案第108号から議案第115号までの9議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第106号及び議案第108号から議案第115号までの9議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第115号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正についてです。

人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じて、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに議員及び特別職の期末手当の額を引き上げるものでございます。

また、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の額の増額を段階的に行うもの等でございます。

次に、議案第106号令和6年度防府市一般会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算につきましては、先ほど議案第115号で申しあげました人事院の国家公務員給与の改定等の勧告に準じて、職員給与費等を改定するため3億5,887万6,000円を計上することとし、補正後の予算総額を600億2,887万6,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、全て繰越金により対応させていただいております。

次に、議案第108号から議案第114号までの7議案についてです。

1ページの議案第108号令和6年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、11ページの議案第109号令和6年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、23ページの議案第110号令和6年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）、33ページの議案第111号令和6年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、45ページの議案第112号令和6年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）、55ページの議案第113号令和6年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び69ページの議案第114号令和6年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の7会計につきましては、いずれも先ほど議案第115号で申しあげました人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じて、職員給与費等を改定するため、7つの特別会計で2,123万6,000円を計上することとし、補正後の予算総額を554億3,414万6,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、議案第108号及び議案第112号につきましては、各会計の予備費により、議案第109号から議案第111号まで、また議案第113号及び議案第114号につきましては、一般会計からの繰入金より対応させていただいております。

以上、議案第106号及び議案第108号から議案第115号までの9議案につきまして、御説明を申しあげました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第106号及び議案第108号から議案第115号までの9議案については、原案のとおり可決されました。

議案第107号令和6年度防府市一般会計補正予算（第4号）

○議長（安村 政治君） 議案第107号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第107号令和6年度防府市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の経済対策に対応し、低所得者世帯への給付金の支給及び子育て世帯への支援を行うため、7億3,500万円を計上することとし、補正後の予算総額を607億6,387万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、お手元の令和6年度12月補正予算（案）の概要で御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

まず、非課税世帯生活支援事業についてです。

物価高騰の影響を特に受ける低所得の世帯を支援するため、国基準によりまして、住民税均等割が非課税の世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するとともに、子ども1人当たり2万円を加算することとし、5億4,400万円を計上いたしております。

次に、子育て世帯応援事業についてです。

物価高騰による家計への負担が大きい子育て世帯を支援するため、小・中学生に対しましては、2か月分の学校給食費を無償化することとし、8,765万円、未就学児等に対しましては、1人当たり1万円のクーポン券を配付することとし1億335万円、合わせて1億9,100万円を計上いたしております。

なお、財源につきましては、全て国からの臨時交付金により対応させていただいております。

また、先ほど御説明いたしました非課税世帯生活支援事業、子育て世帯応援事業につきましては、繰越明許費を設定し事業を円滑に進めてまいります。

以上、議案第107号につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結して、お諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第107号については、原案のとおり可決されました。

議案第116号特別委員会の設置について

○議長（安村 政治君） 議案第116号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。13番、曾我議員。

〔13番 曾我 好則君 登壇〕

○13番（曾我 好則君） 議案第116号特別委員会の設置について御説明申し上げます。

本案は、主要幹線道路網整備、海上交通、生活交通及び環境に配慮した交通手段も含めた総合交通体系の諸問題について、さらに調査研究する必要があることから、総合交通体系調査特別委員会を設置しようとするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの補足説明に対して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第116号については、

原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました総合交通体系調査特別委員会の委員について、防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により御指名いたします。

上田議員、上野議員、河杉議員、生野議員、田中敏靖議員、原田議員、松村議員、宮元議員、村木議員、森重議員、山田議員、和田議員、そして、私、安村、以上13名の議員でございます。

ただいまのとおり、総合交通体系調査特別委員会委員に御指名いたしました方々を選任いたしました。

ここで、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会の開催場所を申し上げます。3階全員協議会室でございます。

それでは、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時 3分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩中に総合交通体系調査特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

委員長は山田議員、副委員長は村木議員、以上でございます。

14番、宇多村議員。

○14番（宇多村史朗君） ここで、103万円の壁を引き上げた場合に伴い地方財政に影響が無いよう求める意見書を動議として提出したいので、許可を求めます。

○議長（安村 政治君） ここで、103万円の壁を引き上げた場合に伴い地方財政に影響が無いよう求める意見書を動議として提出されましたので、所定の賛成者はありますでしょうか。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） よろしいです。所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで、議会運営委員会に日程をお諮りするところでございますが、本日は最終日であり、現在残す日程は常任委員会の閉会中の継続調査のみですので、議会運営委員会にはお諮りをいたしません。

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで意見書を配付のため暫時休憩といたします。

午前 11 時 6 分 休憩

午前 11 時 6 分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

意見書第 3 号 103 万円の壁を引き上げた場合に伴い地方財政に影響が無いよう求める意見書（追加）

○議長（安村 政治君） 意見書第 3 号 103 万円の壁を引き上げた場合に伴い地方財政に影響が無いよう求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14 番、宇多村議員。

〔14 番 宇多村史朗君 登壇〕

○14 番（宇多村史朗君） 103 万円の壁を引き上げた場合に伴い地方財政に影響が無いよう求める意見書案、御報告申し上げます。

物価が上昇し、日常生活を営むのに必要な費用が増加している現下の経済状況においても、名目賃金の上昇率を上回る率の国民の所得税の負担の増加及び現行の所得税制度がもたらす国民の就労抑制が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしているとされている。

そこで、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障に資する観点から、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するため、令和 7 年分以降の所得税について、基礎控除の最高控除額及び給与所得控除の最低控除額の合計額、いわゆる 103 万円の壁を引き上げることが検討されているが、地方公共団体の財政状況に影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、政府は地方公共団体の財政状況に影響を及ぼすことのないよう、責任を持って対応することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 25 日、防府市議会。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） 御承知のとおり、全国知事会から、今年20日、自民・公明両党が決定した2025年度の与党税制改正大綱へのコメントの発表がなされました。所得税の非課税枠、年収103万円の壁を123万円にする方針を打ち出したことに関連し、地方税財源への影響などに御配慮いただいたことに深く感謝するとのコメントから見ても、防府市議会から意見書の提出が必要とは思えません。

したがって、会派「市民の声」は棄権いたします。

〔17番 和田 敏明君、20番 重田 直輝君 退席〕

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結して、お諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、意見書第3号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安村 政治君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査について、お諮りいたします。各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（安村 政治君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第5回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 11 時 12 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 25 日

防府市議会議長 安 村 政 治

防府市議会議員 梅 本 洋 平

防府市議会議員 上 田 和 夫